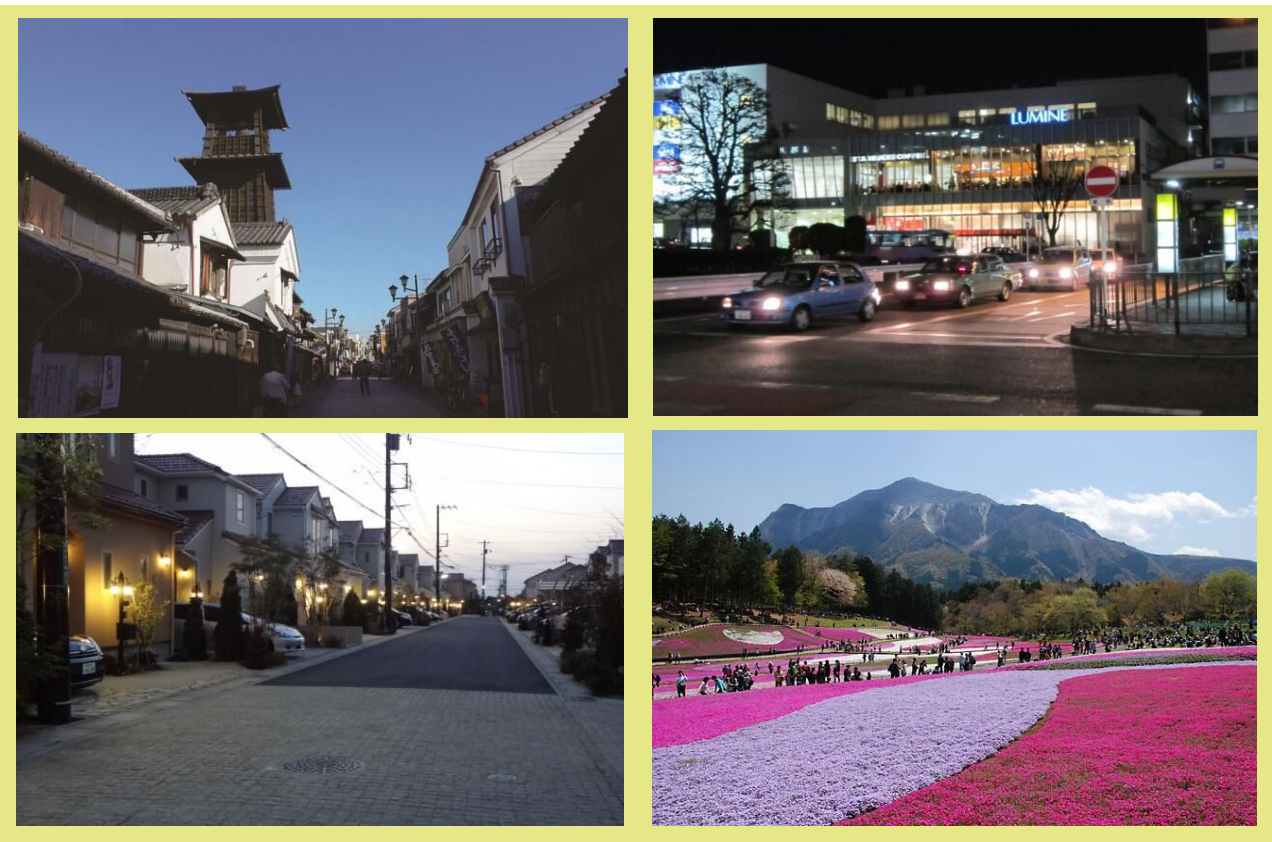


埼玉県屋外広告物条例

電光式屋外広告物設置ガイドライン



I ガイドラインの目的

過去の県政モニターアンケート（平成7年度）によると、「街の景観が損なわれている。」と考える人が88.1%にのぼり、その原因として「広告物の氾濫」が76.8%（複数回答）を占めていました。平成17年景観法の全面改正以降、景観に対する取り組みが各地で進められていますが、屋外広告物は景観にとって重要な一要素であり、地域景観に調和した屋外広告物の掲出が望まれます。

しかし、そもそも屋外広告物は、人目を惹くことが広告効果を高めるという性格を持ち、最近では照明装置の技術的な進化や低価格化により、屋外広告物にもLED光源の採用が進み、強い光や画像の変化により人々に訴求しようとする傾向にあります。

それに伴い、電光式屋外広告物による人工光が、周辺環境への影響や交通信号機の視認性を阻害する要因として無視できない存在となっています。

単に目立つことを追求した電光式屋外広告物は、「点滅、乱立により光が煩わしい」「色が派手すぎる」「デザインが悪く、街並みが雑然とする」「信号機が見にくい」など人々に悪印象や不快感を持たれ、広告効果としてもマイナスとなります。

一方、商店や事業所の顔として、地域景観や安全な交通等に配慮された照明デザインの電光式屋外広告物は、街に華やかさや楽しさを与え、広告効果だけでなく企業価値をも高めることにつながります。

そこで、本ガイドラインでは、埼玉県屋外広告物条例(※)第3条（広告物のあり方）、第9条（禁止広告物）の規定に基づき、電光式屋外広告物を設置する際に配慮すべき基本原則を示しました。

電光式屋外広告物を設置しようとする際には、本ガイドラインをチェックリストとして活用いただき、生活環境や安全な交通を阻害しない、より良い電光式屋外広告物としてください。

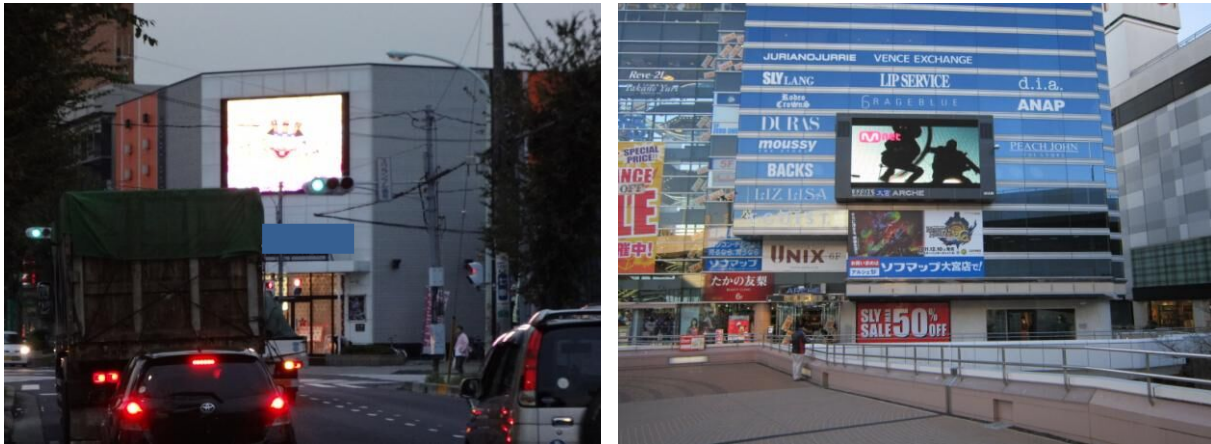
※条例抜粋を6ページに掲載しています。



Ⅱ 電光式屋外広告物とは

このガイドラインの対象となる電光式屋外広告物とは、埼玉県屋外広告物条例に基づき許可の対象となる屋外広告物に限らず、許可不要となる自家広告物等も含め、光源（照明装置）を有する屋外広告物のすべてを対象としています。ただし、公共広告物（交通安全、防犯、災害対策等）は除きます。

■映像表示装置（デジタルサイネージ、液晶パネル、ＬＥＤ多色表示パネル等）の例



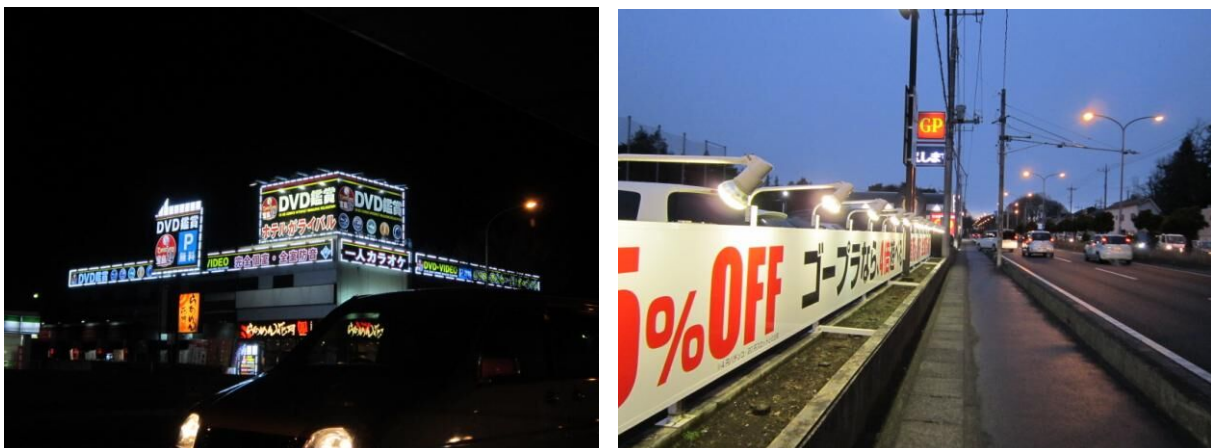
■ＬＥＤ屋外広告物の例

ＬＥＤ（粒、ユニット）の発光、点滅等により画像や文字を表示する広告物



■内照式、外照式その他屋外広告物の例

何らかの照明装置を用いた屋外広告物



Ⅲ 光源に関する配慮

1. 輝度（照度）、光源の種類

単に明るさだけを追求することなく、設置場所、広告物の高さにより適切な照明光源を選択し、人々に不快感を与えないように次の事項に配慮してください。

特に、ＬＥＤ照明は、その構造上、光の指向性が高く、強く細い光（高輝度・低立体角）が特徴であり、表示面に正対した位置では不快な眩しさ（グレア）の程度が大きくなります。

従って、表示面が歩行者等の視線に近い高さに設置する場合は、表示面の向き、角度に配慮してください。

□ＬＥＤ技術の進化に伴い、輝度がより高くなることが見込まれる。照明色にかかわらず「V 障害となる光を避ける基準への配慮」に示した地域ごとの輝度の数値目標を遵守すること。

☞ 特に赤色ＬＥＤは輝度が高くなるにつれ不快感が高くなる実証実験結果があります。

□照明に関する苦情などがあった場合には、輝度や照度を落とすなどの対応が可能な照明装置を使用すること。

☞ 輝度を調節する装置を設置の際に組み込んでおくことをお勧めします。

□光源の露出を避け防眩カバー等を設置すること。

□外照式照明においては必要最低限の照射範囲とし、周囲への漏れ光を抑えること。

☞ 近隣住宅や農作物への影響を避けるため、照射角の設定や遮光用カバーの取り付けを検討してください。

2. 点滅、動光

露出したＬＥＤを光源として、文字や映像等を高い輝度で表示する屋外広告物は、多色表示、光源の点滅や動光（文字等を流れるように表示）により、人々の関心を惹こうとするものです。

しかし、行き過ぎた眩しさや光の動きなどは人々に不快感を与えるばかりか、設置方法によっては通行者を眩惑したり、交通信号機の視認性を低下させる危険もあります。

表示面積の大小にかかわらず、光源を点滅、動光させる広告物を設置する場合には、次の事項に配慮してください。

□歩行者等の目線の高さと同じ高さ（地表面から１ｍ～２ｍ程度）に、光源（発光する表示面）がある場合、輝度を抑制すること。

☞ ＬＥＤは「強く細い光」という特徴があります。輝度の高い光線が直接目に入ると、網膜の順応不能による視界の把握障害を引き起こす可能性があります。

特に、高齢者や視覚に障害のある人にとっては影響が大きく、路面の凹凸に躓いたりする危険があります。

□輝度の高い光源の点滅及び動光を避けること。

□点滅周期を緩やかにすること。

☞ ＮＨＫ放送ガイドラインでは「輝度変化が２０％を超える点滅は１秒間に３回以内とする。」と規定されています。

また、道路情報装置の規格では１分間に４５回とされています。

□輝度の変化（明暗）を抑制すること。

□広告物を装飾するＬＥＤ、電球、チューブ照明等を点滅させないこと。

IV 生活環境、道路交通等への配慮

1. 住居専用住宅地域

良好な住居の環境を保全するため、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は屋外広告物禁止地域に指定されています。

また、禁止地域となっていない住宅地においても、住環境への配慮が求められます。

住居専用住宅地域に自家広告物等を設置する場合は次の事項に配慮してください。

- 照明光が住居内に差し込まないように、適切な光源選定を行うとともに、必要に応じて遮光板やルーバーの設置を検討すること。
- 深夜時間帯（概ね夜１０時以降）は消灯すること。
- 光源の露出及び点滅を避けること。
- 光源色やカバーの着色に赤色系を使用しないこと。
- サーチライトやレーザー光を使用しないこと。

2. 自然地域、田園地域

自然環境を保全するため屋外広告物禁止地域に指定されている自然環境保全地域はもちろん、人工照明が少ない丘陵や山間地及び田園地域に設置する場合は次の事項に配慮してください。

- 周辺環境との調和に配慮し、輝度（照度）を抑えること。
- 動植物の生育や生態系に影響があることを認識し、遮光板の設置等適切な対策を講じること。（周辺の耕作作物や家畜への影響、野生動物生息地への影響など）
- 点灯時間を配慮すること。（タイマー装置等を用いて深夜の点灯を避けること）
- 光源の露出及び点滅を避けること。
- 光源色（カバー、レンズを含む）に赤色系を使用しないこと。
- サーチライトやレーザー光を使用しないこと。

3. 交差点周辺、道路沿道

埼玉県屋外広告物条例第９条において、「信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの」「道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの」を禁止広告物としています。

安全かつ円滑な交通を阻害するような電光式屋外広告物の設置を避けるため、次の事項に配慮してください。

- 信号機の背後や周辺では信号灯火の輝度を上回らないこと。
☞ 特に夜間においては、運転者の視野内に信号機と同等の輝度もしくはそれ以上に高輝度の物体が含まれると信号機自体の視認性が低下します。
- 信号機の近傍背景では信号灯火色と類似する照明色を使用しないこと。
☞ 信号灯火色と類似する色があると運転者が誤認する恐れがあります。

- 設置前に、すべての通行方向から運転者の視線レベルで信号機の視認性に支障がないことを確認すること。
☞ 特に複数車線、右折車線のある交差点では、走行車線あるいは停車位置により運転者の視野内に信号機と広告物が入ることがあります。
- 道路沿道においては、安全運転への支障とならないよう、文字数や文字の表示時間等に配慮すること。
☞ 運転者が広告物の内容に注視することで前方不注意等を招く恐れがあります。特に横方向に文字が流れるように表示する場合は文字数をできるだけ少なくするよう留意してください。
- 歩道沿いの目線の高さ付近に設置する場合、光源の露出及び点滅を避け、輝度を抑えること。特に眩しさを感じやすい高齢者に配慮すること。
- 道路面や第三者が所有、管理する工作物等に、プロジェクター等を用いて広告を照射表示しないこと。

V 障害となる光を避ける基準への配慮

障害となる光とは、人工光（照明）のうち、与えられた状況のもとで量的、方向的あるいは色彩的特性のために、人間の諸活動に対し、いらだち感、不快感、注意の散漫あるいは視認性低下などの原因となるもの及び生態系に悪影響を及ぼすものをいいます。

- 照明環境の形成のために参考とすべき数値目標に従い、輝度を制限すること。
輝度に関する具体的な数値目標は次のとおり。

地域区分	CIE環境区域	光害対策ガイドライン	広告物輝度（最大許容値）
住居系地域	E 3（郊外）	照明環境Ⅲ	800cd/m ²
商工業系地域	E 4（都市）	照明環境Ⅳ	1000cd/m ²
上記以外の地域	E 2（地方）	照明環境Ⅱ	400cd/m ²

- （この表の用語説明）
- ・地域区分：都市計画法第８条第１項の規定により定められた地域区分。
住居系＝低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域、準住居地域
商工業系＝近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
 - ・CIE環境区域：地域区分と、国際照明委員会(CIE)が策定した「屋外照明設備による障害光規制ガイド(CIE150-2003)」で定める環境区域との対応関係を示す。
なお、E 2区域においては、「周期変動あるいは点滅的な性質の照明を伴う看板の使用は認めない。」とされている。
 - ・光害対策ガイドライン：環境省発行の「光害対策ガイドライン（平成18年１2月改訂版）」に示された広告物照明における環境区域区分。
 - ・cd(カンデラ)/m²：輝度の単位。ここでは光源や反射面の単位面積あたりの平均輝度の最大許容値を示す。

参考

●埼玉県屋外広告物条例（抜粋）

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物のあり方）

第 3 条 広告物又は掲出物件は、良好な景観の形成を妨げ、若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであつて、それぞれの地域環境との調和を図るように配慮されたものでなければならない。

（禁止広告物）

第 9 条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

●埼玉県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（許可地域等の許可基準）

第 2 条の 2 条例第 6 条第 2 項本文に規定する許可の基準は、次に掲げるもののほか、別表第 1 に定めるとおりとする。

- (1) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。
- (2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
- (3) 裏面及び側面が美観を損わないものであること。

●埼玉県景観計画（抜粋）

第 4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

（2）景観形成基準

ア 配慮事項

（ウ）建築物等のデザイン

- a 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
- （以下略）



埼玉県屋外広告物条例
ー電光式屋外広告物設置ガイドラインー

さいたま市浦和区高砂 3－1 5－1
埼玉県都市整備部田園都市づくり課
景観・屋外広告物担当
☎ 0 4 8－8 3 0－5 5 2 8
（平成 2 6 年 3 月発行）